

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から

67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

※令和4年から、**「保険料の納付下限額の引き下げ」**、**「受給開始時期の選択肢の拡大」**及び**「加入可能年齢の引き上げ」**など、制度が一部見直されています。詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJAへお問い合わせください。

【表】

区分	補助対象者	国庫補助額()は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		

○新規加入者の声



新留 昇司さん（大隅町上須田木）

新留さんは、ご夫妻で現在生産牛を50頭飼育されており、父兄夫婦と共同で飼料を20ha、水稻を15ha作付けしています。農業者年金には令和3年2月に夫婦で加入されました。加入については、掛金が自由に選択でき、また掛金全額が社会保険料控除の対象となるため節税にもなり、積立方式で終身年金ということが魅力で加入されたとのこと。未加入の方はぜひ検討を!とのお話でした。

○農業者年金受給者の声



竹元 守さん（大隅町月野）

竹元さんは夫婦で農業者年金に加入され、守さんは令和2年8月から、奥さんの房子さんは平成30年2月から農業者年金を受給されました。お二人は若い頃から、10連棟ハウス2か所で菊を栽培されていましたが、現在は息子さんへ経営継承され、後継者育成にも尽力されています。年金を受給されてからも、趣味も楽しみながら、息子さん達の手伝いも頑張りたいと笑顔で語ってくれました。